

向日市商工会情報

部 会 総 会 開 催

建設業部会、サービス部会総会が開催され、下記の全議案が原案どおり承認、決定されました。

また、役員改選が行われ、新役員が次の通り決定されました。

◆建設業部会（書面行使）（部会長：木村 太志）

開催日：令和3年7月2日（開催案内日）

決議日：令和3年7月16日（書面決議書締切日）

書面決議書提出者：55

議 事：第1号議案 令和2年度事業報告について
賛：55 否：0

第2号議案 令和3年度事業計画（案）について
賛：55 否：0

第3号議案 任期満了による部会役員改選について
賛：55 否：0

令和3・4・5年度役員（敬称略50音順）

部会長 木村 太志 [木村崑工務店]
副部会長 小川 靖高 [小川造園土木(株)]
副部会長 清水 清秋 [(株)清水工務店]
幹 事 稲本 收一 [(株)ヴェリテ稲本]
幹 事 遠藤 栄一 [遠藤電気]
幹 事 小城 大咲 [(株)水道センター]
幹 事 民秋 康典 [(株)タミアキ造園土木]
幹 事 富安 三十四 [(有)富安水工店]
幹 事 永井 照人 [永井造園]
幹 事 圓山 弘夫 [(株)大迫建設]
幹 事 山本 康史 [(有)山本商会]
幹 事 湯浅 好美 [(有)湯浅アルミ]
幹 事 吉村 徹 [(株)マサミガーデン]

◆サービス部会（部会長：大川 猛）

日時：7月14日（水）午後6時～午後6時25分

場所：麒麟園 2階

議事：第1号議案 令和2年度事業報告について

第2号議案 令和3年事業計画（案）について

第3号議案 任期満了に伴う部会役員改選について

令和3・4・5年度役員（敬称略50音順）

部会長 松本 克彦 [松本克彦税理士事務所]

副部会長 岡崎 享 [(住宅情報センター)有]

副部会長 北野 順久 [北野住宅(株)]

幹 事 磯野 光政 [いその総合保険(株)]

幹 事 大橋 一隆 [大橋・山田合同事務所]

幹 事 岡田 弘毅 [(株)オカモク]

幹 事 北澤 孝之 [(株)ツアーポート]

幹 事 才野 和義 [(有)バロル]

幹 事 清水 幹央 [クリーニング シミズ]

幹 事 土居原 哲 [(株)ディーウェブ]

幹 事 戸田 英四 [戸田 ISO サポート]

幹 事 山下 純平 [山下純平司法書士事務所]

京都補助金情報 Web について

中小企業の支援メニューはたくさんありますが、その中から、「今、自社がどのような制度を利用できるか」を見つけることは大変です。

公益財団法人 京都産業21ではそうした中小企業の皆さんをサポートするため、国や京都府、市町村などの各種支援制度を網羅した「**京都補助金情報 Web**」を新設しましたのでどうぞご活用ください。

詳細はこちらのQRコードをご覧ください。



事業継続力強化計画について

事業継続力強化計画とは、主に中小企業・小規模企業向けの防災・減災の事前対策計画です。

巨大地震や集中豪雨などの自然災害に加え、新型コロナウイルスなどの感染症にも対応した「**事業継続力強化計画**」も策定することができます。

事業継続力強化計画の策定は、万一の災害時の危機対応力を高めるだけではありません。自社の経営

資源である「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の様々なリスクを抽出し、対策を検討することは、経営課題の発見や平時の経営改善につながります。

また、事業継続力強化計画を策定し認定を受けた企業には、「補助金（ものづくり補助金など）の優先採択」や「低利融資」などの様々なメリットがあります。

詳細はこちらのQRコードをご覧ください。



事業再構築補助金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。そのため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

詳細はこちらのQRコードをご覧ください。



小規模事業者持続化補助金について

持続化補助金は、小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

この制度は、商工会のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助が受けられます。

<一般型>

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援します。

補助額：上限50万円※共同申請可能

補助率：2/3

補助対象：店舗改装、チラシ作成、広告掲載など

<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援します。

補助額：上限100万円

補助率：3/4

補助対象：対人接触機会の減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など※感染防止対策費は補助金総額の1/4を上限に支援。

詳細はこちらのQRコードをご覧ください。



小規模企業共済制度について

小規模企業の個人事業主が事業を廃止、もしくは会社等の役員の方が退職した場合など、第一線を退いたときに備えて、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国の共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

◆制度の特色

- ①掛金は全額所得控除できます。
- ②共済金は退職所得扱い（一括受取り）又は公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）となります。
- ③納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます。

◆加入できる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業では5人）以下の個人事業主及び会社の役員。小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

◆掛金

月額1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べます。

◆共済金

加入後6ヶ月以降に、個人事業の廃止や会社等の解散、役員が疾病・負傷又は死亡による退職、

老齢給付など、加入者の方に生じた事由や掛金の納付月数に応じて、法律で定められた額が支払われます。

◆お問合せ 商工会事務局まで

中小企業退職金共済制度について

独自に従業員の退職金制度を持つことが困難な中小企業のための国の退職金制度です。安全、確実、有利で手続きも簡単。

企業の状況に応じて無理のない掛金（月額5千円～3万円の範囲）を選択できます。（パートタイマー等は2千円から加入可）新しく加入する事業主に掛金の一部（月掛金の1/2（従業員毎に上限5千円））を国が助成します。

詳細については、商工会事務局まで。

経営セーフティネット共済（倒産防止共済）について

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

経営セーフティ共済の安心の4つのポイント

ポイント1：無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうの金額となります。

ポイント2：取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

ポイント3：掛金の税制優遇措置が受けられる

掛金月額額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できるので、節税効果があります。

ポイント4：解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。

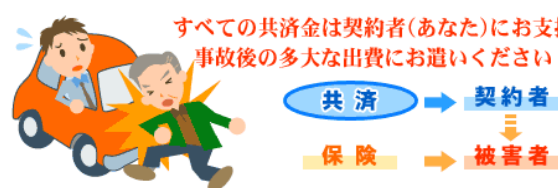
詳細については、商工会事務局まで。

自動車事故費用共済制度について

万が一の人身事故。自動車保険に入っているから安心と思っていませんか？

人身事故で加害者となった場合には、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての補償は自動車事保険では必ずしも十分とはいえません。

もしものとき、あなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが自動車事故費用共済です。



<特徴>

- ①万一の自動車事故の場合、すべての共済金を契約者（あなた）にお支払いします。
- ②自動車保険とは関係なく、確認次第すみやかにお支払いします。
- ③もしも加害者になってしまった場合、香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞金などの出費にお役立ていただけます。
- ④共済掛金は運転者の年齢等に関係なく、車種別に設定しています。
- ⑤事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。

補償内容、共済掛金・期間、補償対象となる運転手の範囲などの詳細は、こちらのQRコード又は商工会事務局まで。



「KES」を始めてみませんか

KESとは
Kyoto（京都）
Environmental Management
System（環境マネジメントシステム）
Standard（スタンダード）



京都議定書の発祥地、京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格です。

KESでは、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の基本コンセプトをいかしつつ、シンプルなシステムを構築し、低コスト化を図っています。また、各地域とも連携し、全国規模で活動しています。

KESの3つの特色

KESは環境への負荷を管理・軽減するとともに環境経営の推進にも有効な仕組みです。

◆特色 その1

取得に掛かるコストが安く、分かりやすい。

⇒企業や自治体・学校・家庭など、あらゆる規模・業種の組織で取り組みます。

◆特色 その2

段階的に取り組める二つのステップがある。

⇒環境問題に取り組み始めた段階を想定したステップ1、将来「ISO14001」の認証取得を目指して取り組む段階で、「ISO140001」と同じような要求項目を設けたステップ2があります。

◆特色 その3

「持続可能な発展への貢献を最大化」を推進する二つの新規格がある。

⇒ステップ2SR(社会的責任)とステップ2EN(エネルギーマネジメント)規格があります。

KES取得のメリット

- ①省エネ・省資源・リサイクルなどにより、コストダウンできる。
- ②環境にやさしい企業と認定され、取引等も有利になる。
- ③企業の社会的責任の証明になる。
- ④環境管理体系（PDCA）が経営管理にも応用できる。
- ⑤法規制順守に対応できる。
- ⑥従業員の環境意識が高まる。

KESの審査登録をご希望される方は、KES環境機構事務局までお問い合わせください。

各企業・組織の取組状況や業態・規模等に応じて相談いただくことができます。

<問合せ先> 特定非営利活動法人 KES 環境機構
電話：075-342-1170



女性部活動便り

日 時			活動行事	場 所
8月	2日(月)	13:30	第3回 常任委員会	商工観光振興センター
9月	7日(火)	13:00(案)	京女連 近畿ブロック大会	ザ マーカススクエア神戸
※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延期または中止する場合がございます。 ※常任委員会につきましては、オブザーバーとしてご参加していただくことも可能です。				

8月の予定表

日 時	行 事 名	場 所	内 容
8月3日(火)、17日(火) 午後1時～午後4時30分 (最終受付：午後4時迄)	税務相談	商工観光 振興センター	税理士が税務に関する相談に応じます。事前連絡必要。 担当：竹内 宗 税理士 相談無料・秘密厳守。 ※振興センターにてZoomを利用し、遠隔相談。
毎週 月・木曜日 午前9時～午後5時 (12時～1時は除く)	新型コロナウイルス感染症 対策経営相談	商工観光 振興センター	中小企業診断士が経営相談等に対応いたします。 事前予約必要。(相談時間約1時間) 令和4年1月31日(月)まで。